

	資料名	質問内容	回答
1	募集要領 5(1)	必須事業に位置づけられている「生活介護」について、介護保険法による通所介護を主とし、障害者総合支援法に基づく「共生型サービス」として生活介護の指定を受けた場合でも、必須事業の「生活介護」を実施しているものとして取り扱われますでしょうか。	問題ありません。共生型サービスによる指定であっても、募集要領に定める「生活介護」の実施として取り扱います。
2	募集要領 5(1)	介護保険による通所介護と、障害者総合支援法による生活介護(共生型含む)の指定について、両事業の指定は同一時期に受ける必要がありますでしょうか。 例えば、R8年12月に通所介護、R9年1月に生活介護の指定を受ける場合でも差し支えないでしょうか。	原則として両事業の指定時期は同一であることとしています。ただし、募集要領5(3)に基づき、やむを得ない事由がある場合は、別途協議の対象とします。
3	募集要領 4(2)	貸付料には駐車場使用料が含まれておりますでしょうか。 含まれている場合は、何台分が対象となっておりますでしょうか。 また、送迎業務を円滑に実施するため、前事業者と同数の駐車台数を確保させていただくことは可能でしょうか。	貸付料に駐車場使用料は含まれていません。駐車台数の確保やその運用については、選定後の事業者との協議により決定します。
4	募集要領 6(3)	文章中に記載の「赤字」とは、損益計算書(PL)における「当期純損失(当期純利益)」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。本募集要領における「赤字」とは、当該事業における当期純損失を指します。
5	募集要領 7(1)①	運営開始後、冷房設備等の空調設備をはじめとする共用部分の修繕が必要となった場合、その費用負担は府中町と選定事業者のいずれが負担することとなりますでしょうか。	共用部分の修繕が必要となった場合は、修繕箇所や内容、原因を確認した上で、町と選定後の事業者との協議により負担割合を決定します。

6	募集要領 7(1)②	<p>文章中に記載の「使用料」とは、募集要項4(2)に定める貸付料を指すとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、町のご負担につきましては、いつ頃確定する予定か、見込み時期をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>「使用料」については、お見込みのとおり、募集要領 4(2)に定める貸付料を指します。</p> <p>町負担の確定時期については、改修工事等に伴う費用確定後、速やかに決定する予定です。</p>
7	【資料2】 平面図(3 階)	<p>⑨⑩スペースを地域交流の場として運営を考えており、将来的に就労継続支援 B 型の指定を取得し、障がいのある方と地域住民が交流できる形へ発展させることを検討しています。</p> <p>後日、就労継続支援 B 型の指定を取得して運営することは可能でしょうか。</p> <p>また、その際に留意すべき点があればご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>就労継続支援 B 型の運営については、実施要領 5(2)に定める「任意事業」の範囲内として実施可能です。</p> <p>留意すべき点は、関係法令に基づく適正な指定申請を行うこと、および⑨⑩スペースの貸付料について別途協議が必要となります。</p>
8	【資料2】 平面図(3 階)	<p>【①デイサービス事業運営室】につきまして、図面には記載がないものの、女子更衣室が存在しているとの認識であります。</p> <p>①のスペースにて生活介護等のサービスを実施する場合、定員の算定は当該面積 48.67 m²から女子更衣室に係る面積を除いた上で行う必要があるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>平面図に記載はありませんが、①スペースの面積(48.67 m²)は、女子更衣室の面積を除いた数値です。定員算定の際は、この面積を基準として差し支えありません。</p>